

福山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和2年12月

福山港港湾管理者
広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 10 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 10 年 3 月 港湾審議会第 165 回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 12 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 12 年 12 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 14 年 3 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 19 年 1 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・平成 20 年 8 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 25 年 5 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 25 年 6 月 交通政策審議会第 52 回港湾分科会
- ・平成 26 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 28 年 2 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 30 年 3 月 福山港地方港湾審議会
- ・平成 30 年 3 月 交通政策審議会第 70 回港湾分科会
- ・令和 元年 10 月 福山港地方港湾審議会

の議を経た福山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 フェリー埠頭計画	2
2 旅客船埠頭計画	3
3 小型船だまり計画	4
4 水域施設計画	8
港湾の環境の整備及び保全	9
1 港湾環境整備施設計画	9
土地造成及び土地利用計画	10
1 土地造成計画	10
2 土地利用計画	11

変更理由

1 鞆地区において、良好な景観や歴史的遺構を保存しつつ、離島航路の現状利用の維持や漁船の利便性向上を図るため、フェリー及び旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

また、良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画を変更する。

2 原地区において、交通・交流拠点としての機能を新たに位置付けると共に、漁船等の利便性向上を図るため、旅客船埠頭計画、水域施設計画を追加し、小型船だまり計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

3 石井浜地区において、漁船の利便性向上を図るため、小型船だまり計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

4 一文字地区において、湾内の静穏を適切に確保するため、小型船だまり計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 フェリー埠頭計画

1-1 鞆地区

離島航路の現状の利用実態を踏まえ、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋 1基（既設）[新規計画]

なお、これに伴い、既定計画を削除する。

既定計画

小型栈橋 1基

埠頭用地 1ha（旅客施設用地）

なお、これに伴い、小型栈橋2基を撤去する。

2 旅客船埠頭計画

2-1 原地区

交通・交流拠点としての機能を新たに位置付けるため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋 1基 [新規計画]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地) [新規計画]

2-2 鞆地区

航路の移設に伴い、次の物揚場を廃止する。

既設
物揚場 水深1.7m 延長20m (専用)

3 小型船だまり計画

3-1 一文字地区

湾内の静穏を適切に確保するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深1.5m 面積1ha [既設の変更計画]

防波堤 延長580m (うち470m既設) [既設の変更計画]

(既設
泊地 水深1.5m
防波堤 延長470m)

3-2 原地区

漁船の利便性向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深2m 面積1ha [既定計画の変更計画]

防波堤 延長200m (既設) [既設の変更計画]

小型栈橋 1基 [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、原1号防波堤40mの撤去に加え、既設の防波堤40mを廃止する。

(既設
防波堤 延長240m)

(既定計画
泊地 水深2m 面積1ha
小型栈橋 1基
埠頭用地 1ha
なお、これに伴い、原1号防波堤40mを撤去する。)

3-3 石井浜地区

漁船の利便性向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

防波堤 延長 200 m [既定計画の変更計画]

小型栈橋 1 基 [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 2 m 延長 50 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、既定計画の泊地、船揚場を削除する。

既定計画

泊地 水深 2 m 面積 1 h a

防波堤 延長 200 m

小型栈橋 1 基

物揚場 水深 2 m 延長 125 m

船揚場 延長 12 m

埠頭用地 1 h a

3-4 鞆地区

漁船の利便性向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深 2 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

小型栈橋 1 基 (既設) [新規計画]

小型栈橋 1 基 [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、既定計画の物揚場、船揚場、埠頭用地を削除する。

既定計画

泊地 水深 2 m 面積 1 h a

小型栈橋 2 基

物揚場 水深 2 m 延長 7.5 m

船揚場 延長 1.2 m

埠頭用地 1 h a

4 水域施設計画

旅客船埠頭計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

4-1 泊地

原地区

水深3 m 面積1 h a [新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、緑地を次のとおり計画する。

鞆地区

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

(既定計画
鞆地区
緑地 1 h a)

土地造成及び土地利用計画

港湾施設等の計画に対応し、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交通 拠点 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
原	(1) 1	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) -	(1) 1
石井浜	(1) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 1
鞆	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

(単位：ha)

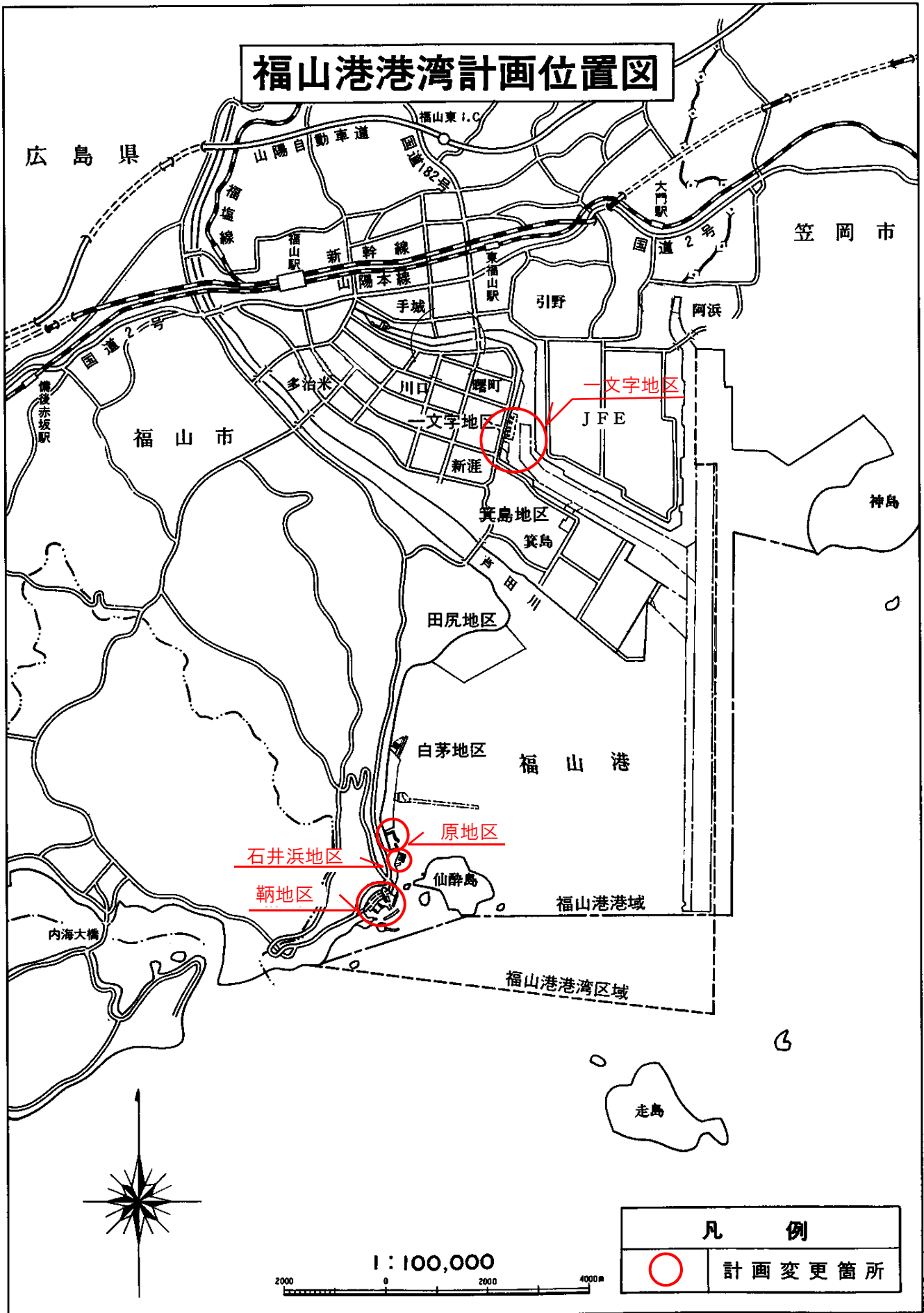
用途 地区名	埠頭 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
原	(1) 1	(-) 1	(-) -	(1) 1
石井浜	(1) 1	(-) -	(-) -	(1) 1
鞆	(-) -	(-) -	(1) 1	(1) 1

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

福山港港湾計画位置図



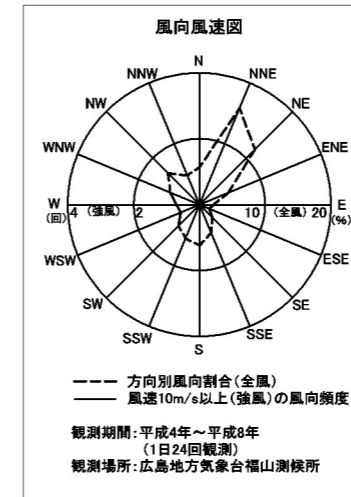
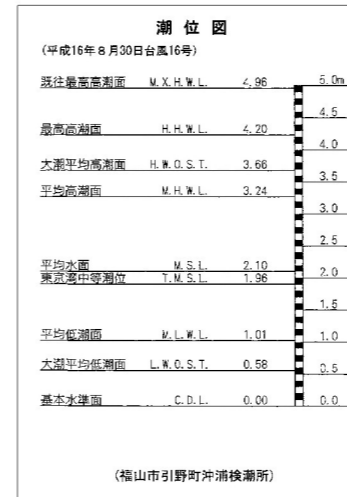
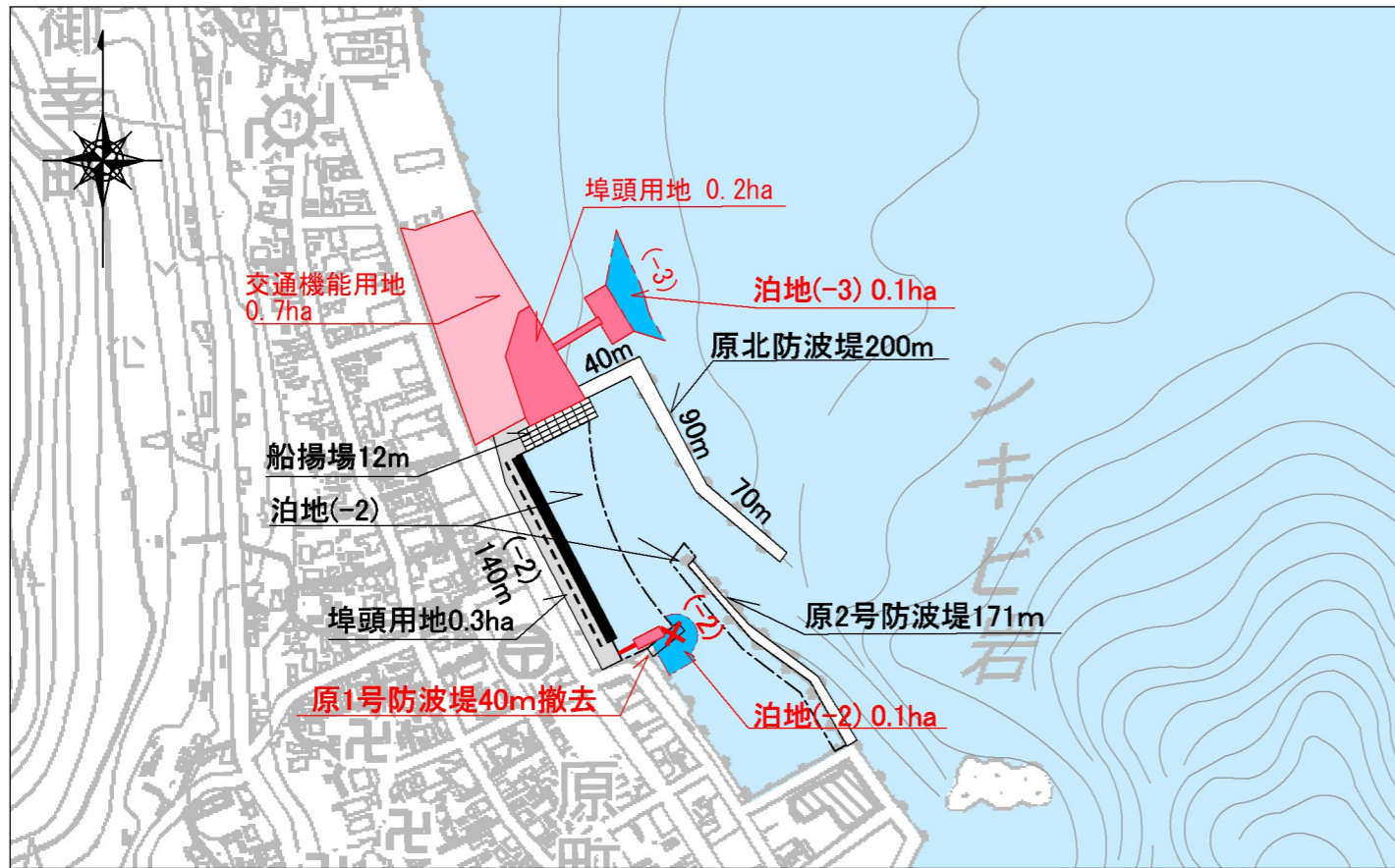
福山港港湾計画図

(原地区・石井浜地区・鞆地区)

S=1 : 5,000

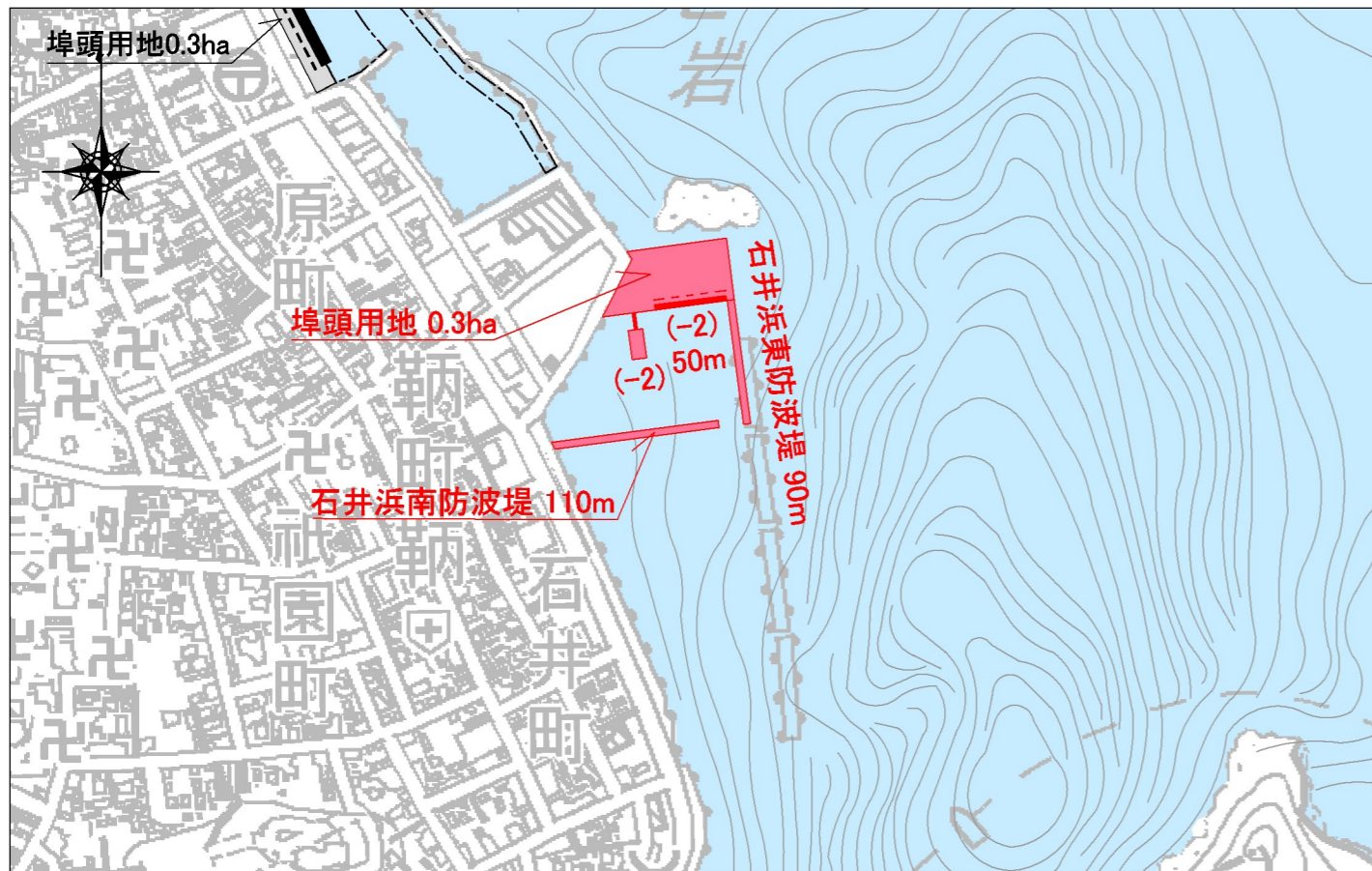
0 250m

原地区



凡 例		
	航路・泊地	(今回計画)
	防波堤	(既 設)
	公共物揚場	(今回計画)
	公共船揚場	(既 設)
	小型棧橋	(今回計画)
	埠頭用地	(今回計画)
	緑地	(今回計画)
	その他の用地	(今回計画)
	施設撤去	

石井浜地区



鞆地区

